

福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

有限会社 保健情報サービス

② 施設の情報

名称：成実保育園	種別：認可保育所	
代表者氏名：青砥 和子	定員（利用人数）：60（66名）	
所在地：米子市石井95-3		
TEL：(0859) 26-1855	ホームページ http://yonago-fukushikai.net/	
【施設の概要】		
開設年月日：昭和49年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 米子福祉会		
職員数	常勤職員： 13名 非常勤職員 11名	
専門職員	園長 1名 保育士 7名	
	園長補佐（保育士） 1名 保育士補助 2名	
	保育士 9名 調理員 2名	
	調理員 2名	
施設・ 設備の 概要	（居室数） 保育室 3室 乳児室（兼：ほふく・調乳） 1室 各室冷暖房（エアコン）整備	（設備等） 遊戯室 1室 園庭 1ヶ所 プール 1ヶ所 絵本コーナー 1ヶ所 職員室（兼：相談室/医務室） 1室 休憩室 1室 調理室 1室

③ 理念・基本方針

保育理念

笑顔に出会える保育園 保護者と地域とともに

～心身共に豊かでたくましく生きる子どもを育む～

一人ひとりの子どもたちをまるごと受けとめ、安定して生活できる、ぬくもりのある保育園づくりをめざします。

基本方針

- ・家庭や地域社会と連携を図り、保護者の協力の下に養護と教育を一体的に行う。
- ・子どもが健康で安全な生活ができる環境をつくることにより、情緒の安定を図り、自己を十分に発揮し、健全な心身の発達を図る。

- ・ 地域の子育て支援の拠点として、社会的役割を担う。
- ・ 研修や自己研鑽に努め、専門職としての責務を果たす。

保育方針（成実保育園）

恵まれた自然の中で感動体験を通し、豊かな感性を育てる
 ～一人ひとりの思いを大切に～

保育目標（めざす子ども像）（成実保育園）

- ・ 豊かな感性を持つ子ども
- ・ 心身ともにたくましい子ども
- ・ 自分や仲間を大切にできる子ども

④ 施設の特徴的な取組

法人としての経営理念及び保育理念に基づき、園独自の保育方針（保育目標）を掲げ、「めざす子ども像」等、子どもが未来をたくましく生きる力の基礎を身に付けるための基本的な生活習慣（食育含む）の習得に加え、保育所保育指針の改訂に基づき、新たな「養護と教育の一体保育」の実践に向けたドキュメンテーション（見える化）と合わせた取組みが行なわれています。

成実保育園は、米子市の郊外に昭和49年4月に運営開始され、子どもたちは、地域の皆さまの温かい支援や交流及び春夏秋冬の季節感や自然豊かな環境の中で、食育指導、リトミック、絵本読み聞かせ、なかよしデー（異年齢交流）、笑顔ママさんお話し会（年長児）、礼法お茶会、園の裏山の坂道ランニング等、のびのびと身体を動かす活動が行なわれています。

子どもに寄り添い主体性を活かし、一人ひとりの子どもを温かい見守りが行き届いた保育が展開されています。

地域の公民館等との交流（校区民運動会、公民館祭、成実ふれあい夏祭り、子育てサークル等）

地域と連携した地域の子どもの育成に関する学校評議員（成実小学校）や尚徳中学校・米子高校との交流が行われています。

養育に関する案件等、学期ごとに情報交換等、幼保小学校の養育（教育）等の役割・機能を認識した養育のアプローチカリキュラム作成（小学校就学に向けたプログラム）等へ積極的な活動参加が行われています。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和1年10月15日（契約日） ～ 令和2年3月9日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1回（平成26年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◎保育理念及び保育方針に基づいた事業計画が策定され、全体的な計画に沿った指導計画がクラス単位で丁寧に作成されています。

月・週日案の振り返りを行いながら、評価・見直しが実施され、職員間の連携を取りながら保育の質の向上を目指した取り組みが行われています。

◎法人本部が中心となり運営方針を定め、経営分析・実施状況を把握し、課題に対する改善策を10園の検討委員会で検討されています。

定期的な各種マニュアルの改善・見直しも行われています。

法人全体で、第三者評価項目の全てに対するレベル向上が図られています。

◎子ども・子育て支援新制度や新保育指針の施行以来、法人10園全体での試行錯誤による「養護と教育の一体保育」方針の「教育」が体系的に整理され、「10の姿」の養育内容・行事等を玄関ボード（写真・絵・記録等）に掲示して、保護者説明が行われている。特に、保育の見える化（ドキュメンテーション）の取り組みが前進しておられます。

◎公民館活動としての地域活動交流事業や行事（公民館祭、校区民運動会、成実ふれあい夏祭り、公民館長選考委員）等、地域密着の取り組みが行われています。

地域住民及び老健施設やグループホーム施設等との交流による地域の温かさに触れるなど、子どもへの援助・支援や協力による園運営が行われています。

また、小学校との連携（アプローチプログラム作成による養育）及び就学前の体験学習（成実小学校）が行われ、子どもの小学校入学への見通しが持てる取り組みが行われています。

◎基本的な生活習慣の習得は、食育指導と連動させ、食事のマナーや地域食材を活かした美味しく楽しく食事を行うことの大切さや伝統食や季節料理等を取り入れた取り組みが行われています。

◇改善を求められる点

◎これまで法人の検討委員会で幾度と検討を積み重ねて、取り組みがスタートした新保育指針に示される「子どもの養育の中で育む（3つの柱）」、「発達過程のねらい（5領域）」、「幼児期の終わりまでに育ってほしい目安としての（10の姿）」の養育プログラム等の作成による保護者への共有による理解と納得が重要です。

特に、幼児期の基本的な生活習慣の習得から小学校への就学までの養育（10の姿）に関する保護者に対する保育の見える化（ドキュメンテーション）と連動した取り組みが、保護者に理解・協力を頂くためにも更なる充実を目指されることに期待します。

保護者役員会、保護者会総会や保育参観日等での十分な理解（保育園の役割と家庭での役割等）を賜り、当園での新たな「養護と教育の一体保育」の更なる促進に向けた取り組みに期待します。

◎職員一人ひとりが働き甲斐、達成感や誇りを持って活動するための職場環境に向けた取組み等、職員一人ひとりの人材育成及び資質の向上に向けた取組みを今後も継続的に実施されることに期待します。

◎園舎施設が46年前に運営開始され、当時と施設運営の環境が変化し、保健室、相談室、絵本コーナ（保護者貸し出し）等の機能が併用運営されています。

園舎・園設備等の検証・検討が行われていますが、日常の園運営、保護者対応等、今後に於いても工夫や配慮した取組みに期待します。

⑦ 第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価を受けるにあたり、日々の保育を見直すことで改善点、課題点を確認する良い機会となった。職員の保育への意識も高まり、共通理解にもつながった。

気づかせていただいた点や保護者からいただいた意見は真摯に受け止め、一人ひとりの子どもを大切に、更に質の高い保育を目指し、全職員で力を合わせていくと共に、保護者や地域の方々と共に、地域に愛される保育所運営に取り組んでいきたい。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

平成27年度より判断基準(a、b、c)の考え方が、「よりよい福祉サービスの水準へ誘導する基準」となるよう以下のように変更になりました。

「a」 より良い福祉サービスの水準（質の向上を目指す際に目安とする状態）

「b」 「a」に至らない状態、多くの施設・事業所の状態（「a」に向けたと取組みの余地がある状態）

「c」 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

第三評価結果（保育所）

共通評価基準（45項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント></p> <p>米子福祉会の理念・方針に基づいた、園としての保育目標、保育方針による目指す養育と教育の一体保育方針が明文化され、園内にも掲示されており、ホームページでも紹介されています。職員に対しては、年度始めの全体職員会議時に、事業計画の説明と合わせ周知されています。</p> <p>社会的責任及び人権擁護等の法令遵守等を踏まえた事業推進に向け、理念・基本方針に込められた思いや行動規範や職責に対する責任感や向上心を持ち専門的な知識・技術力を高め職員相互間の連携に基づいた養護と教育の一体的な保育運営に向けた意識の共有が図られています。</p> <p>保護者に対しては、入所説明会、保護者総会等で保育目標・行事計画等のねらいの資料を作成し、保護者に対する理解を深める説明が行われています。</p> <p>地域・関連機関に対しては、パンフレット、園だよりの配布、設置を依頼され理解をうながされています。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p><コメント></p> <p>社会福祉事業全体の動向については、全国保育協議会・鳥取県育み協会に加入し、把握されています。</p> <p>また、地域での特徴・変化等の経営環境や課題等は市のホームページや公民館、自治会などと連携を取りながら把握に努めておられます。</p> <p>一時預かり事業や広域入所を実施され、ニーズ・潜在的利用者に関するデータ収集も行われています。</p> <p>保育事業を取り巻く環境変化や経営状況の数値(利用人数、稼働率の把握、コスト削減等)が把握・分析され、事業の実績・課題等について、法人本部会議及び園長会議で共有が図られ、改善対策や新たな施策等を事業推進に反映する等の取組みが行われています。</p> <p>事業を取り巻く環境及び経営状況(事業の進捗状況含む)は、職員会議等で職員全体への周知・説明が行われ、職員の一人ひとりが事業の進捗及び動向を共有する取組みが実施されています。</p>		

3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<p><コメント></p> <p>経営状況の具体的な課題、問題点や改善すべき課題等については、法人会議や園長会議等で、保育経営全体の現状・課題の検討等を定期的、組織的に実施され、課題、問題点を共有しておられます。</p> <p>職員に対しては、職員会議で法人会議や園長会議等での検討内容と改善策を、園長が説明され、周知するようにしておられます。</p> <p>具体的な取組みとして、「保育の見える化」の取組みやキャリアアップ研修等を行い職員の人材育成に取り組まれています。</p> <p>また、保育利用時間等の分析による早朝から延長時間までの職員体制の適正な見直し等の取組みが行われています。</p> <p>I C T導入後の改善・見直し等、文書管理、記録作業等の効率化の取組みが進展しておられます。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>米子福祉会の経営理念・基本方針に基づき、保育の基本方針（目標）・目指す子ども像等が作成され、地域の潜在的な利用者ニーズや経営課題の分析に基づき、組織体制及び施設環境設備、保育運営における質の向上に向けた人材育成等の項目についての、中・長期的な方針（3ヶ年計画ビジョン）が策定されています。</p> <p>中・長期計画は、重点項目が計画されており、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっており、必要に応じて見直しが行なわれています。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>中・長期計画の経営事業目標や施設運営に関する環境整備計画に基づき、当園の事業計画が策定され、毎月の事業運営の実施状況（事業報告等）成果・分析等による進捗管理が行われています。</p> <p>予算、人件費等は、法人本部と連携して把握されています。</p> <p>当年度の基本方針及びめざす子ども像への具体的な施策目標を掲げ、保護者への「保育の見える化」の取組みによる保育内容の言語化、安全・安心な保育（ヒヤリハット事例に学ぶ）の展開、人材育成につながる研修計画等、到達目標や行動目標を明確にした事業計画が策定されています。</p> <p>また、I C T化の更なる改善・促進による業務効率化、災害に備えたハード・ソフト面の整備・改修等、保育内容や環境の質の向上が法人全体で取り組まれています。</p>		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p><コメント></p> <p>法人の事業運営方針や環境整備計画に基づき、当園の事業計画（養育計画、年間行事、施設環境整備等）が策定され、毎月事業報告が取りまとめられ、法人全体の園長会議において報告され、成果や課題・対策等が組織的に取組まれています。</p> <p>事業計画策定にあたっては、職員会議に於いても検討を行い、計画の実施状況の把握や評価も職員会議や委員会活動で評価、見直しが行なわれています。</p> <p>年度当初に事業計画を配布し、園長による説明で職員への周知が図られています。</p> <p>年度末の園の自己評価及びクラス単位の自己評価（四半期単位4回）が行われ、事業運営の適正化（評価・見直し等）の取組みが組織的に実施されています。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a
<p><コメント></p> <p>事業計画は、新入園児の保護者には入園のしおりで入所説明会時に説明しておられ、継続児保護者には年度初めの保護者会総会で書類を配布し説明しておられます。</p> <p>また、園だより、ホームページを利用したり、家庭訪問、保育参加日、個人懇談等の機会を利用して説明が行なわれています。</p> <p>年度末に保護者アンケート調査が行われ、新年度当初の保護者総会で、アンケート調査の報告及び必要な回答等のフィードバックやその内容を事業計画に反映する事も行なわれています。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント></p> <p>保育理念・基本方針に沿った「目指す子ども像」の事業計画（保育目標）の達成の実現は、保育の質の向上が不可欠であることから、園の課題を踏まえた全体的な計画の改善・見直しによる指導計画について、クラス会議・ケース検討会等で保育内容の振り返りによる自己評価が行なわれ、職員会議で共有しながら、園長及び職員間での検証や指導・アドバイスを反映する等の養育の質の向上に取組まれています。</p> <p>法人独自の内部研修、10園合同の年齢別研修等で意見交換等が実施され、研修後は振り返りシートが作成される等、職員一人ひとりのスキル（知識・技術等）向上の取組みが計画的に実施されています。</p> <p>第三者評価も定期的に受審されています。</p>		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p><コメント></p> <p>法人本部へ事業運営状況等、毎月報告され、園長会議で評価結果の分析や改善策等が話し合われます。</p> <p>評価結果の分析や改善策等を職員会議で共有し、課題については職員会議や年齢別会や委員会等で検証しておられます。</p> <p>当園全体の課題やクラス単位等の取組み方針を明らかにした改善対策に向けた取組みは実施されていますが、改善計画の策定には至っておられませんので、今後の計画策定に期待します。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント></p> <p>園の運営体制については、組織図、業務分掌表、業務分担表に明記し、役割と責務は明確にされており、年度初めの全体職員会で、園長は自らの責務と運営方針について明確に示されています。</p> <p>有事の際の園長の役割や責任は、火災予防組織編成図等で明記しておられます。</p> <p>また、保護者に対しては、保護者総会等の開催時に、園長より保育方針や有事の際の緊急時対応等の説明が行なわれ周知が図られています。</p> <p>園長不在時は、園長補佐に権限委任されます。</p> <p>地域とも積極的に関わられ、公民館（成実ふれあい夏祭り、校区民運動会、千歳会交流等）、成実小学校・尚徳中学校・米子高校との交流、中学校区教育推進協議会との情報交換等の行事に参加や交流を行い、保育園が目指す保育への理解に向けた取組みが実施されています。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>労働基準法、保育所運営ハンドブック、教育六法等を備え、園長は経営に関する強勉会、研修に参加しておられ、法人会議や園長会議でも情報の共有化を図りながら、遵守に努めておられます。</p> <p>遵守すべき法令はリスト化し必要に応じて、法令関係の書物を利用されます。</p> <p>研修で得た知識を基に園内研修の実施、研修報告供覧等を行い、職員への周知が図られています。</p>		

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>年度当初に園長として、事業計画における「保育目標」について職員に説明し周知徹底が実施されており、職員一人ひとりの保育に対する“ふりかえりシート”（年2回）が行われ、自らの保育実践の良い点、課題点等の振り返りの取組みが行なわれています。</p> <p>全体的な計画の策定によるクラス単位の指導計画に対する年齢別会議や定期的な自己評価などにより、職員の自己啓発の動機付けや助言に努め、一人ひとりが能力を発揮できるように支援しておられます。</p> <p>保育の質の向上を図るために委員会会議での実践の振り返りも行い、取組みの評価、分析が行なわれています。</p> <p>また、園長による、職員一人ひとりへの面談が年2回実施されており、指導・アドバイス等による保育サービス全体の質の向上に向けた取組みが行なわれています。</p> <p>保育理念に基づいた保育の質を高めるため、保育に関する資料を全職員で回覧したり、職員会で分かりやすく伝える等心がけておられます。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>法人本部と連携を取り、園長会などで定期的に経営改善や業務の効率化を図り、コストの確認、人員配置、働きやすい環境整備等を職員会議等で共有し、実効性が高まる取組みが行なわれています。</p> <p>具体的な業務改善の効率化として、「ICT情報化システム」の改善、「登降園管理受付」の運用等、法人全体で取組まれ、ICT化の導入に伴い、各種の記録書等の効率化による業務運営が進められています。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>職員採用については法人本部が一括して登用試験を実施し、法人内の園長は試験の面接官の役目を担っておられます。</p> <p>採用確保については、広報誌、パンフレット、ホームページ掲載及びハローワークの求人募集、就職説明会等の取組みに加え、育成校で行われる説明会や実習生への声かけ、現職員による保育士紹介制度の取組みが行われています。</p> <p>定着については、個人面談、意向調書により要望や意見を把握する取組みや人材育成計画によるキャリアパス研修等も行われています。</p> <p>保育の質を確保するための必要な人材体制についての計画も作成されています。</p> <p>「給与規程」の見直し等、保育園の更なる魅力度アップに向けた各種施策の取組みに期待します。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>法人組織としての経営理念・保育理念・基本方針に沿った「期待する職員像」が明確化され、人材育成計画に基づくキャリアパス研修や意向調書、個人面談で本人の意向を掴むようにされています。</p> <p>日常業務の取組み状況の把握や年度末の面談等が実施され、法人の人事基準に基づき、職員一人ひとりの業務実績の振り返り等から総合的な人事評価が実施されています。</p> <p>職員が自らの将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みを充実されることを期待します。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>職員への園長面談（年2回）による就業に関する意見・要望等の把握による就業に関する改善・見直し等の取組みが行われています。</p> <p>また、職員の就業状況については、有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを把握し、有給消化や時間外管理が行なわれています。</p> <p>就業時間内に業務を完了させるための効率的な時間のやり繰り、人員配置を工夫され、ICT情報化システム導入により業務の効率化に向けて取り組んでおられます。</p> <p>職員の健康診断、予防接種等の健康管理の実施や時短勤務、育児休暇、看護・介護休暇等を整備しワーク・ライフ・バランスに配慮されています。</p> <p>通勤・住居に対する手当、勤労者福祉サービスジョイサポート加入、米子福祉会レクリエーション、職員旅行、各種慰労会、忘年会などの福利厚生も充実しています。</p>		

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保育理念、事業計画等で「期待する職員像」を明確にし、職員個々の「今年度の目標」を個別面談の中で確認され、それに向けたキャリアアップ研修を受け育成に向けた取組みが行なわれています。</p> <p>職員はキャリアアップ研修やその他の研修終了後、研修復命書や職員会議で報告を行い、研修の共有化が図られています。</p> <p>また、保育園運営のために必要な人材育成の為のOJTの取組みも行われています。</p> <p>年度末の職員の設定した目標に対して、定期的に面談を行い、目標達成度の確認が行なわれています。</p> <p>必要なスキルの習得や希望する研修の把握が行われ、職員一人ひとりの職能（階層別）に対応する研修計画が実施されています。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>職員への「期待する職員像」が明文化され、保育士の処遇改善をサポートするキャリアアップ研修制度の導入に沿った、職員一人ひとりと認識を共有した教育・育成研修が実施されています。</p> <p>また、法人の人材育成基本方針に基づき、法人が求める基本姿勢、保育に求める専門知識や階層別到達目標、行動目標が設定され、職員の要望等を反映させた研修計画が策定されています。法人組織10園の年齢別会議も開催され、同年齢の養育についての情報交換を踏まえた部内勉強会の実施による共通する課題の改善や対策等が行われています。</p> <p>また、インタープリター（自然に学ぶ）に講師を依頼し、園内研修を行っておられます。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>人材育成計画に基づき、職員一人ひとりの保育経験や知識、技術を把握し、階層別研修、テーマ別研修・職種別研修等の年間研修計画に基づく研修が実施されています。</p> <p>また、法人独自の新規採用研修（職場OJT研修含む）、主任保育士部会研修、保育士部会研修、「見える化委員会」や行政からの要請研修等に対して計画的な参加が行われています。</p> <p>年度の階層別の目標達成に向け、職員が希望する研修に積極的に参加できるように、広く全職員に研修の情報の提供が行われ、研修後は、職員会議での伝達講習や報告書（復命）により、研修内容等を全職員へ共有されています。</p> <p>職員一人ひとりの教育・研修の機会を確保できるよう配慮されています。</p>		

II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p><コメント></p> <p>実習生の受け入れには、実習生受入マニュアルをもとに、事前オリエンテーションが実施されます。</p> <p>養成校と連携し学習プログラムを作成し実習内容の充実が図られています。</p> <p>保育現場での業務に携わるための計画的なプログラムに基づいた実習生の受入れ体制（園長補佐が担当）を整え、実習生の受入れの取組が実施されています。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>保育理念・保育方針、保育目標が、施設玄関に掲示してあります。</p> <p>事業運営に関する施設概要・施設案内等の具体的な保育のサービス内容はホームページに掲載されています。</p> <p>パンフレット・入園のしおり、園だより、クラスだより等により保護者や地域（公民館・小学校等）に対して情報提供が行われています。</p> <p>法人本部がまとめる事業報告、決算情報等は、ホームページやWAMネットで公開されています。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>米子福祉会の総括的な内部統制（毎月のチェック体制等）による財務管理、施設の経営・運営方針に基づいた事業が推進され、公認会計士による外部監査や社内監査の実施等による透明性の高い運営が実施されています。</p> <p>保育所における事務、経理、取引等に関するルールは明確にしており、法人本部と連携を取り適正な取組が行われています。</p> <p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営の推進に向け、定款、組織規程、保育所運営規程、就業規則等の社内規定、職務権限・責任等及び保育運営に於ける必要なマニュアル等の定期的な改善・修正等が行われ、各クラス単位に業務マニュアルが配置され、年度当初に職員に向けての説明が行われ、適正な保育運営が行われています。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>米子福社会の基本方針である「家庭や地域社会と連携を図り、保護者の協力のもとに養護と教育を一体的に行う」に基づき、成実小学校、尚徳中学校、米子高校との交流、高齢者施設、障がい者施設との交流、公民館（成実ふれあい夏祭り、千歳会（かかし作り・昔遊び）校区民運動会交流、公民館祭）、中学校区三園交流会との交流等、地域の行事参加や地域の方との交流を積極的に行い、子どもと地域とのかかわりを大切にしておられます。</p> <p>交流の様子は圈日より写真掲示などで保護者に知らせておられます。</p> <p>また、子ども達や保護者が活用できる社会資源情報や地域のイベント情報等のポスター等を園内掲示板で紹介やパンフレットの配布が行われています。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <p>ボランティアや職場体験の受け入れに関する基本姿勢は受入マニュアルや職場体験受入マニュアルを策定しておられます。</p> <p>受入れ窓口体制を整え、各種のボランティア、学校窓口等と調整を行い積極的に受入れ、園運営の活力につながられています。</p> <p>ボランティア参加者の受入れ記録簿等による参加者の把握が行われ、オリエンテーションによる注意事項、プログラム等の説明を行い受け入れられています。</p> <p>更生保護女性会からの花壇寄贈、幸朋苑のボランティア（餅つき）、地域の方によるお話の会・英語で遊ぼう等の活動を積極的に受け入れられている。</p> <p>保護者に対して、受入れや交流の様子は文書や玄関掲示などで知らせている。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント></p> <p>保育サービスに関する関係機関、団体の機能や連絡方法のリストを作成し、いつでも連携が取れるようにしておられ、事務室、各クラスごとに設置し職員間で共有しておられます。</p> <p>また、尚徳中学校区教育推進協議会、小学校評議員会等の関係機関とは定期的に連絡会や情報交換が行なわれ、地域と連携した地域の子どもの育成に関する協議が行われています。</p> <p>その内容についても職員と共有が図られています。</p> <p>特に、障がい児の対応で小児療育センター、虐待等権利侵害が疑われる子どもに対しては、要保護児童対策地域協議会の研修に参加し、家庭児童相談室、児童相談所と連携を図っておられます。</p> <p>避難訓練は消防署や隣接する小学校とも連携を図り実施されています。</p>		

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a
<p><コメント></p> <p>毎月の園庭開放日が設けてあり、ホームページでもお知らせしております。</p> <p>保育圏での夕涼み会、運動会には地域に開催のお知らせが出されます。</p> <p>また、一時預かり事業を利用される方にもお知らせしております。</p> <p>園行事への参加のご案内等、保育園が持つ機能を利用してもらう取組が行われています。</p> <p>地域の公民館祭やJA祭りに作品展示や遊戯を披露したり、老人会と昔あそびで交流したりして地域の活性化のために参加しております。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>地域の福祉ニーズを反映した「延長保育」「一時預かり事業」「広域入所事業」等を積極的に取組まれています。</p> <p>福祉ニーズの把握活動として、尚徳中学校区教育推進議協会への参加や地域の中学校・小学校・保育園・幼稚園との情報交換会で連携を取り、福祉ニーズの把握に努めております。</p> <p>また、学校評議員会に参加し、民生児童委員の方との話し合いを持ち、地域の福祉ニーズの把握に努めております。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 利用者本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保育理念の基本方針の中に子どもを尊重した、養育支援について明確化しており「仲間を大切にし、助け合う子ども」という園の目指す子ども像を掲げ、子どもがお互いを尊重する心を育てるという職員共通の意識を持っておられます。</p> <p>全体的な計画に理念や方針・目標を記載することで基本姿勢を明示し、人権同和保育全体計画、年齢別の保育計画をもとに保育実践が行なわれています。</p> <p>人権に関する研修会への参加、報告書の回覧、職員会で話し合う等、共通理解されています。</p> <p>保護者への園だより、人権啓発紙（たんぽぽ）の発行（年4回：写真入り等）発行し、保護者にも共通理解を得る取組が行われています。</p> <p>また、保育実際を理解してもらうために写真を掲示して保育の見える化が行なわれています。</p>		

29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援提供が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>子どもや保護者のプライバシー保護、子どもの虐待防止等の権利擁護についてマニュアルを策定し、職員には年度当初の全体職員会等で周知を図っておられます。</p> <p>プライバシー保護や権利擁護に関する研修に参加され、研修報告書を回覧し、職員会議で話し合いが持たれています。</p> <p>人権擁護のためのセルフチェックリストも活用されています。</p> <p>また、入所説明会や保護者会総会を利用しプライバシー保護について説明及び各種保育園資料等への写真掲示等に関する保護者の同意書による把握が適切に実施されている。</p> <p>不適切な事案が発生した場合の対応方法については検討を望みます。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <p>ホームページ、広報誌、パンフレット、入園のしおりで園の保育理念、保育方針、保育の内容等がわかりやすく情報提供が行われています。</p> <p>利用希望者には、年間を通して随時見学を受入れ、入園のしおり、パンフレット等を使用しながら希望者個々に説明が行われています。</p> <p>パンフレットや入園のしおりは毎年見直しが行なわれています。</p> <p>また、地域の公民館にパンフレットや広報誌を置いてもらい必要な方々への保育園情報が提供されています。</p> <p>一時預り保育も実施されていますので、体験入所の希望にも対応可能です。</p> <p>地域に対する当園の保育理念・方針や保育内容等の広報活動として、公民館へのパンフレットの設置の取組みが実施されています。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更において利用者等にわかりやすく説明している。	a
<p><コメント></p> <p>入園希望者の面談時、入所説明会、入園式、保護者会総会等で「入園のしおり」「重要事項説明書」等で、保育の開始時の留意事項、一日の園生活や行事等を紹介しながら保育サービス内容の情報等を説明されています。</p> <p>進級時にも園からの連絡だより、クラスだよりを保護者に配布して理解を得るよう取組まれています。</p> <p>保育設備の整備や業務運営の改善、見直し等についても玄関の掲示や園だよりで保護者に周知し同意を得るようにされています。</p> <p>保育の 利用に関わる全ての 変更点について随時、保護者に手紙の配布や玄関掲示を通して周知が図られています。</p>		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保育所の転園、退園にあたり、保育の継続性に配慮の手順として、保護者の同意を受けて、引継ぎ文書（法人統一書式）による申し送り等で保育の継続性を確保するために、変更先の保育園等へ引継ぎ資料の提供の対応が行われます。</p> <p>転園、退園後も、悩みや相談がある場合等は、職員（園長・園長補佐が窓口）による対応が行なわれます。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>登降園時の保護者とのやりとり、連絡帳、個人懇談（年1回、年長児は2回）、クラス座談会などからも満足度を把握するようにされています。未満児は特に連絡帳での保護者との情報交換を大切にしておられます。</p> <p>行事の後、参観日の後、年度末に保護者アンケート調査を行い、意見・要望を吸い上げるようにされています。</p> <p>また、アンケート結果は分析し、課題の改善に取組まれ、結果は文書で保護者に返しておられます。</p> <p>給食参観日の試食アンケート調査、定期の給食の残食チェック等による保護者や子どもの要望や給食実態を把握した対策を講じる取組が行われています。</p> <p>苦情受付からも、満足度に対する課題を見つけて、改善するように努めておられます。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p><コメント></p> <p>苦情受付マニュアルに基づき、苦情相談体制（受付担当・解決責任者・第三者委員等）も構築されています。</p> <p>保護者に対しては、入園時に入園のしおり、重要事項説明書で苦情解決相談窓口について説明が行なわれています。</p> <p>苦情の対応については、申し出た利用者にならぬように環境等配慮し、玄関掲示などで保護者により広く周知を図っておられます。</p> <p>また、苦情対応マニュアルに沿って、苦情や意見内容は苦情受付票に記載し、職員間で迅速に検討・対応し、苦情は保護者へフィードバックし法人本部へ報告され、法人組織10園全体が共有した苦情に学ぶ運営改善の取組が行われています。</p> <p>意見箱を玄関に設置してあり、行事等や年度末の保護者アンケートを無記名で行っておられます。</p>		

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<p><コメント></p> <p>保護者に対して、入園説明会、保護者会総会、園だより（クラスだより）等で、登降園時の保護者とのやりとり、連絡帳での意見、要望等の収集を行い、いつでも困ったことや意見・要望を気軽に相談できる体制がある旨が説明され、玄関先に相談受付体制の掲示等が行われています。</p> <p>いつでも気軽に相談できる場を作り、入園説明会、保護者会総会等で保護者にも伝えておられます。</p> <p>頂いた相談・意見に対する園の姿勢を、園だよりや保護者会総会等で知らせると共に、玄関に掲示されます。</p> <p>意見箱も設置し保護者等から意見や要望を出しやすい環境に配慮されています。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>苦情解決マニュアルに基づき、苦情受付記録簿・職員の共有ノート等で園長へ報告され、職員にも共有が図られています。</p> <p>苦情・意見・要望等の内容に応じて、保護者と担当保育士、園長で速やかに話し合いの場を設ける等の即応的な対応や職員間での意見・要望に対する検討調整等が園長に報告後に保護者対応が行われる等、組織のトップに保護者の相談や苦情が必ず伝わる取組みが行われています。</p> <p>また、苦情・相談の回答等に時間を費やす場合は、保護者へ回答の遅れる旨の連絡等が行われています。</p> <p>保護者からの苦情や意見・要望等に対する検討結果等は、職員間で共有が行われ、必要に応じて園内に掲示（必要な場合保護者同意のもと）する等の公表が行われています。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p><コメント></p> <p>災害時の避難マニュアル、事故防止マニュアル、事故発生時のマニュアル等、多様なマニュアルが策定され、リスクマネジメントに関する体制が整備されています。</p> <p>年度当初には、体制見直しとマニュアル等の周知が行われ組織的な安心・安全対策に取り組まれています。</p> <p>職員による毎日の園内安全点検、遊具の安全点検、事故防止チェックリストの点検も行われています。</p> <p>ヒヤリハットはヒヤリハット委員会で分析し、職員会で改善策や再発防止策を検討・実施している。</p> <p>また、交通安全指導や非常災害訓練（火災、風水害、地震、津波、不審者侵入等を想定）の実施計画による組織的な防災対策等の取組みが実施されています。</p> <p>職員はリスクマネジメント研修にも参加し安心・安全な園運営の取組みが行われています。</p>		

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>感染症予防・対応マニュアルを策定し、職員会議や研修で一人ひとりの役割を確認し、周知しておられます。</p> <p>また、嘔吐処理の研修を行い、誰もが素早く対応できるように体制を整えられています。</p> <p>入園のしおり、重要事項説明書等にも、予防対策、発生時の対応方法、嘔吐処理方法や快復後の登園基準（保護者へのお願い）が示され、体制整備や対応の取組みが行われています。</p> <p>発生時や流行時には、玄関に状況を掲示、園だより、保健便り等で、予防対策や発生状況の情報を保護者に伝えておられ注意喚起が行なわれています。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>災害マニュアルを策定し、年間非常災害訓練計画により毎月の非常災害訓練（火災・地震・豪雨・大雪等）が実施されています。</p> <p>隣接の成実小学校との合同の津波避難訓練、障がい者就労施設との合同火災消火訓練も実施されています。</p> <p>また、消防署立ちあい等による総合訓練も年2回実施されています。</p> <p>災害発生時の安否確認の方法や避難計画を策定し、職員会で職員に周知し緊急時の安全確保の体制の取組みが行なわれています。</p> <p>災害時の保護者に対する情報提供（緊急連絡：安否確認）を行うための連絡システム（コミユナビ）を活用し、定期的な緊急時対応のテストメールが実施されています。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a
<p><コメント></p> <p>保育理念・基本方針に基づいた保育マニュアル、乳幼児保育マニュアルが策定されています。</p> <p>加えて、全体的な計画が、年度当初の全体職員会で説明され、保育手順について周知が行われています。</p> <p>また、全体的な計画に基づいた年間計画、月・週日案記録簿を作成による保育が展開されています。</p>		

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画について、年度末評価を行い次年度の全体的な計画へ反映されています。</p> <p>保育マニュアル等についても年度末に見直す仕組みが構築されており、年度末の保護者アンケートの収集や年間の苦情受付記録の意見・要望も反映する取組みも行われています。</p> <p>クラス単位の月・週日案等の振り返り（評価）の報告が、毎月の全体職員会議で実施され、職員間の意見交換及び園長等からの指導・アドバイス等により次の指導計画案作成に反映させる仕組みを取られています。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>保護者との面談や児童調査票で子どもの身体状況や生活状況を把握し、児童票を作成しておられます。</p> <p>児童票に基づき、職員間で課題について話し合い指導計画を作成している。</p> <p>指導計画は、全体的な計画と児童票に基づき、職員間で課題について話し合い作成されます。</p> <p>また、障がい児保育に関しては、療育センター、こども相談課、巡回相談等、支援の必要な家庭については、家庭児童相談室、児童相談所、家庭支援センターとの連携し個別指導計画を策定され、保育にあたられています。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保育計画や実践の振り返りや評価は、毎月末職員会や年齢別会議、委員会会議で実施され、園長、園長補佐が確認して必要に応じ指導、助言を行い、保育の改善、計画の見直しが行なわれています。</p> <p>指導計画の緊急な変更の必要性がある場合、時期に関係なく見直しをされています。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
<p><コメント></p> <p>法人全体の様式が統一化されており、記録は保育業務の簡素化が図られ効率的に進めておられます。</p> <p>月の指導計画・週日案記録簿等はクラス単位で見直し後、クラスの状況、子どもの状況を職員会議の場で報告し、職員間での共有を図っておられます。</p> <p>児童票、指導計画、月・週日案記録を作成し記録したものについては施設長・園長補佐等から指導、助言を行っておられます。</p>		

45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント></p> <p>個人情報に関するマニュアルを整備し、個人情報の漏えい等、職員は情報保護の重要性を認識されています。</p> <p>採用時には、全職員「誓約書」の提出も求められています。</p> <p>担当者を置き、保管、保存、廃棄、開示などに関する規定も法人全体で定められています。</p> <p>保護者に対しては、入所時に個人情報の取り扱いについて説明し同意を得るようにされています。保護者会総会時にも説明を行い、個人情報の取り扱いに対して注意協力を求めるようにされています。</p> <p>入園時に園だより等への写真の掲載についての許可も保護者より得ておられます。</p>		

内容評価基準（20項目）

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a
<p><コメント></p> <p>保育理念・保育目標・保育方針に基づき、クラス担任から挙げられた年齢別の計画を園長、園長補佐で確認、見直しをされ全体的な計画の編成が行なわれています。</p> <p>保育の実態や、子どもの家庭状況、背景、地域の実態等を考慮し、年度末の当園の全体的な計画に対する自己評価や園評価を基に、新年度の全体的な計画の評価・見直しが実施されています。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような環境を整備している。	a
<p><コメント></p> <p>人的環境面では、子どもとの信頼関係を深め、安心して過ごし活動できるよう日々関わっておられます。</p> <p>物的環境面では、職員による保育施設の安全点検が毎朝行われ、各保育室に於いても安全点検記録簿が設置されるなど危険防止対策の取組みが実施されています。</p> <p>また、衛生管理や感染症対策が行われ、清掃が行き届いた清潔感を感じる環境の中、換気、保湿、消毒等にも気を付けながら、子どもがのびのびと心地よく安心した生活を過ごせる環境が整備されています。</p> <p>地域の自然豊かな環境を活かした、毎朝の園舎裏山にある神社までの「坂道ランニング」、散歩や身近な草花、昆虫など生き物に触れながら豊かな感性を育てる養育や園舎内でのリトミック保育による集中力や音感などの感覚を高める養育が行われています。</p> <p>また、絵本コーナー、廃材、段ボールを利用した工作や絵画による思考の連想が広がる静と動のバランス等を考慮した子ども一人ひとりの多様性を引き出すための環境が整備されています。</p>		

A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>法人の目指す保育理念に基づき、一人ひとりの受容を心がけておられます。</p> <p>日々子ども達の様子を把握し、一人ひとりの家庭環境や生活リズム、発達など子どもの実態の把握に努め、穏やかで的確な働きかけや援助をしておられます。</p> <p>大きな声やせかさず言葉を不用意に用いないようにする等、日々の保育で心がけたい事について、園全体で共通認識を持つために、職員会議、研修報告等で全職員へ周知が図られています。</p> <p>保護者に対して、園での生活習慣への取組みや保育園での子どもの養育状況等の報告・意見交換（連絡ノート、登降園時等）が組織的に意識的に行われています。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの発達過程を把握し、指導計画に沿って、子どもそれぞれに適応した基本的な生活習慣が習得できるよう必要に応じて言葉かけや見守りによる援助が行なわれています。</p> <p>また、自分でしようとする気持ちを大切にするようにされています。</p> <p>子どもの基本的な生活習慣の習得は、日常における保育園での援助による習慣づけに加えて、家庭でも同様な取組みが有効であることから子どもの生活習慣やマナー等、発達過程に沿った家庭支援につながるアドバイスを園だより等でお知らせする等保護者と連携しておられます。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの自らしてみようとする気持ちを大切にしながら援助や言葉かけを行なうと共に、環境作りにも工夫しておられます。</p> <p>戸外活動（坂道ランニング、裏山の散策・探検、菜園活動による野菜作り等の体験）をする中で、子どもから出た言葉（楽しい）や発見（興味・おどろき）を大切にする養育が行われています。</p> <p>室内外での異年齢活動（なかよしデー等）、当番活動（うさぎ当番、あいさつ当番等）、行事（運動会、生活発表会等）等を通して、友だちと協同して遊べる機会や子どもの主体性を大切に養育が行なわれており、援助や見守るようにしておられます。</p> <p>日々の活動を取り組むにあたり、子どもが自主性を発揮できるよう話し合いの場を常に設けておられます。</p> <p>仲間と共に楽しく身体を動かす活動、生活リズムや聴く力を育てる活動や絵本読み、お絵かき、工作等ゆったりと考え、静かに過ごす活動等、子ども達が主体的に自分で選んで遊べる環境整備も行われています。</p> <p>地域の公民館、小学校等、身近な地域の人たちとつながりを持つ交流も行われています。</p>		

A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	評価外
<p><コメント></p> <p>乳児保育は実施しておられません。</p>		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳児未満（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画に基づいた発達過程に応じた個別指導計画が策定され、子ども一人ひとりの特性に合った生活習慣等が身に付けられる援助と自分がやろうとする気持ちを尊重した受容と共感を持ちながら、継続的な信頼関係が築けるようにされています。</p> <p>安心して生活できる環境を整備し、一人ひとりの生活習慣の習得状況も把握しながら、自分でやりたい自立心の芽生え、意欲的な遊び等に保育士が関わるようにされています。</p> <p>保護者に対して、毎日の登降園時のやり取り、連絡ノート等で意見・要望・相談の聞き取り等の連携が丁寧に行なわれています。</p> <p>また、保育の見える化（ドキュメンテーション）による保護者への保育の理解と情報交換の機会として取組みが進展しています。</p> <p>1歳児のSIDSチェックは10分おきに行なわれています。</p>		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳児以上の保育において、養護と教育が一体的に展開されるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画に基づいた発達過程に応じた指導計画が策定され、クラス単位の月・週日案の振り返りによる改善・見直しや支援シート、アプローチカリキュラム等が作成され、それに沿った養護と教育の一体的な保育の取組みが行われています。</p> <p>また、一人ひとりの発達や育ちに合わせて基本的生活習慣を身につける援助と自分がやろうとする気持ちを尊重した受容と共感を持ちながら、信頼関係が築けるようにされています。</p> <p>園周辺の自然環境を活かした園独自の取り組みとして、毎日の坂道ランニングや散歩が行なわれています。</p> <p>法人10園全体の取組みとして、新保育指針に掲げられた5領域の成長目標及び「幼児期の終わりまでに育ててほしい10の姿（①健康な心と体②自立心③協同性④道徳性・規範意識の芽生え⑤社会生活との関わり⑥思考力の芽生え⑦自然との関わり・生命尊重⑧数や図形、標識や文字などへの関心・感覚⑨言葉による伝え合い⑩豊かな感性と表現）」を連動させたドキュメンテーションやクラスだよりを活用し保護者へ保育内容やねらいについて発信されています。</p> <p>園児それぞれが自我の目覚めや表現する力が備わり、集団の中で自分の力を発揮しながら友だちとの遊びを通じての仲間を大切にする意識が芽生え、運動会、生活発表会や作品展への出品等の目的に対して力を合わせ協力し、達成感を感じる等の集団生活に積極的に係わる子ども達に成長できるよう取組みが行われています。</p>		

A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>保護者と情報交換を行いながら、障がい児に対する個別指導計画が策定されています。</p> <p>障がい児加配保育士を配置し、子どもの発達状況や課題についてケース会議等で、共通理解が図られています。</p> <p>また、子ども同士が関わり、共に成長できる環境作りも心がけておられます。</p> <p>個別指導計画のもと、家庭・専門機関（療育センター、こども相談課等）と連携を持ちながら、保護者の思いに寄り添いながら相互理解が図れるよう心掛けておられます。</p> <p>また、保育所におけるプライバシー保護規定に基づいた養育援助が行われている。</p> <p>外部の障がい児保育研修の他にも、法人独自の障がい児保育研修で支援グッズの作り方を学び実践に役立てておられます。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>早朝・夕方等の延長保育が行われ、保育士間の引継ぎ情報記録（視診簿及び伝達ノート）の作成が行われ、登園時から降園時までの1日を通した連絡事項が記録に基づき保護者に伝わる仕組みとなっています。</p> <p>家庭的な雰囲気の中で過ごすことができるように、合同で過ごす時間を調整しながら、異年齢での係わりも持てるように工夫されています。</p> <p>特に、乳幼児は、年長さんと同じ保育室での保育時間にはミニカーペットを敷く等の配慮が行なわれています。</p> <p>異年齢保育での延長保育では、絵本の読み聞かせ、外遊び、室内遊び、歌遊び等、子ども達が落ち着ける環境に配慮した保育が行われています。</p> <p>保育時間が長い子どもやアレルギー除去食を必要とする子どもに対しては、おやつ等にも配慮した取組みが実施されています。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>就学前の児童への小学校のスタートカリキュラムに連動するアプローチカリキュラム等を小学校と保育園とで作成され、隣接の成実小学校と連携を取りながら交流や参観の計画も実施される等、小学校就学後の生活に見通しが持てるよう1年を通じて交流をされています。</p> <p>また、合同情報交換会を通し小学校教諭と意見交換を行い連携が図られています。</p> <p>就学前の園児については支援シートや引継ぎシート、保育所児童要録を作成し切れ目のない支援ができるようされています。</p> <p>引継ぎの会（保護者面談）等も行い、子どもや保護者が期待と見通しを持って生活や学びにつなげていけるよう配慮しておられます。</p>		

A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>健康管理マニュアルもあり、子どもの一人ひとりの健康状態や集団の状況を確認し、食事や過ごし方については状態に合わせ柔軟に対応されています。</p> <p>保健衛生（衛生委員会）が設置されており、子どもの健康管理（保健計画）の取組みが実施されています。</p> <p>保護者からの児童調査票や聞き取りから、既往症等の把握を行い、検温など必要な対応が行なわれています。</p> <p>登園時の確認（体温や健康状況等視診含む）や連絡ノートを基に子どもの健康状態の把握を行い、職員が共有し対応されています。</p> <p>体調変化や怪我等については迅速、丁寧に保護者に伝えておられます。</p> <p>乳幼児の健康観察、乳幼児突然死症候群（SIDS）対策は、1～2歳児10分単位のチェックが実施され、安心・安全な対応が日々適切に行われています。</p> <p>保護者に対してもSIDSについての情報などが周知されています。</p> <p>園内の感染症の発生状況を玄関の連絡ボードで知らせ、「保健だより」にて地域の発生状況、対応策等をお知らせする等、感染拡大予防の取組みが行われています。</p>		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント></p> <p>内科診断（年2回・新入園児年3回）、歯科検診（年1回）、耳鼻科検診（年1回）、尿検査（年2回）等が行なわれ、結果については、職員間で共有し、保護者に口頭、文書で知らせ記録しておられます。</p> <p>受診の必要な子どもの受診勧奨も行っておられます。</p> <p>また、園医の歯科医師からブラッシング指導を受け、むし歯予防や歯の大切さを学ばれており、保護者への啓発も行っておられます。</p>		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>入所時の保護者よりアレルギー疾患、慢性疾患等の状況を確認し、医師の指示を保護者と共に確認する等、情報共有しておられます。</p> <p>一人ひとりに応じた対応が行なわれ、必要な場合代替食も準備されます。（入園のしおりにも記載されています）</p> <p>法人組織として、アレルギー児対応マニュアルを作成し、アレルギー対応についての知識や情報を全職員が周知した上で保育にあたられています。</p> <p>食物アレルギー児の対応は医師の指示に従い、保護者、看護師、保育士、調理員とで話し合いが行われ、除去食の確認方法の対策、誤配膳、誤食防止のために配膳前後に職員が二重にチェックしたり専用トレーを使用する等の工夫が行なわれています。</p> <p>また、年度末のマニュアル見直し等による職員周知及びアレルギーや慢性疾患等の研修に積極的に参加され、必要な情報や知識を職員会議等で共有が図られています。</p>		

A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>食育計画に基づき毎月食育指導の日が設定され、子どもたちへ健康な心身をつくる為の食事の大切さや食事の楽しさ、食事マナーに関心を持てるような取組みが行われています。</p> <p>一人ひとりの状況に合わせ食事の量を加減したり、会食をしたりして楽しく食べる雰囲気作りも行われています。</p> <p>調理員と保育士との情報交換（給食会議、残食チェック等）が行われ、米子市の献立表に沿った子どもの健康を考え、自然素材や味覚の形成及び季節感のある旬の食材を利用した食事が提供されています。</p> <p>食育指導・菜園に関する担当（委員会）の計画に基づき、菜園活動を取り入れ、収穫した野菜でクッキングをしたり給食に加えたりして食事をより楽しめるような取組みも行われています。</p> <p>食事の前には、給食当番さんが園内放送で、当日の献立内容の説明等、食事を通じ食べる楽しさ大切さの養育が行われています。</p> <p>また、「おにぎりデー（毎週）」「ちまきづくり」「もちつき」「ひなまつりお茶会」等及び保護者の給食参観日（試食会）等の機会を捉えて、子どもがいつも食べている給食の様子や献立レシピなどの提供が行われています。</p>		
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>調理員は子どもの給食時間に見回りに行ったり行事食と一緒に食べたりして、食事の様子や担任からの意見を聞き、子どもたちがおいしく安心して食べることのできる食材や調理の工夫をしておられます。</p> <p>子どもたちの嗜好の傾向を把握（残食記録等）した献立に反映させておられます。</p> <p>また、担任との連携により一人ひとりの発育状況・体調を考慮した、調理方法を工夫されています。</p> <p>季節感のある食材、行事食や誕生会メニューも取入れておられます。</p> <p>衛生管理マニュアル・食中毒予防対応マニュアルを策定し、衛生管理研修に参加したり、給食会議等により衛生管理、食中毒に対する知識を職員が共有して、安心・安全に工夫した食事が提供されています。</p>		

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>日常の保護者との情報交換は、登降園時や連絡ノート（3歳未満児は毎日、3歳～5歳児は、必要がある都度等）の活用、電話連絡、個人面談等で行い、気軽に相談できる雰囲気を作って保護者との信頼関係確保の取組みを重要視しておられます。</p> <p>個人懇談による子育て支援、保育参加、給食参観日、親子遠足、七夕の集い、運動会、発表会等の機会を通じた情報交換も行われています。</p> <p>各種行事や日常保育の様子については、玄関に設置してあるドキュメンテーションで知らせ保育の見える化を図り、保育の意図や内容を伝えて、保護者の理解を得る機会を設けられています。</p> <p>園だより、クラスだより等も活用し保護者等にお知らせされています。</p> <p>また、個人懇談や家庭訪問を行い、家庭との連携が図られています。</p> <p>保育指針の改定に伴う「養護と教育の一体保育」の中での「保育の見える化」にも積極的に取り組まれており、保育を通して育みたい「3つの柱」、「5領域」に対する保育の「ねらい」や就学までに身に付けたい「10の姿」に対する保育の「ねらい」等、「成長の目安」についても保護者にも共通認識が得られるようになってきました。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>登降園時や連絡ノートのやり取りで保護者との情報交換に努め、内容によっては個人面談を行い相談に乗ったり、思いを共有する等、小規模園ならではの丁寧な保護者支援が行なわれています。</p> <p>また、保育参加日や給食参観日が開催され、保護者と子どもの発達や子育てについての共通理解を深める機会も設けられています。</p> <p>保護者からの相談は園長、園長補佐に報告し助言が受けられるようにされており、内容によっては児童票に記録し、関係職員で共通理解して支援にあたられています。</p>		
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>虐待対応マニュアルを策定し、虐待早期発見チェックリストの記入と職員研修を行い早期発見・予防に努められています。</p> <p>年度末の見直しも行われ、子どもへの虐待防止や権利侵害等の取組みが行われています。</p> <p>家庭での虐待等権利侵害の早期発見の取組みとして、送迎時の子どもの様子や視診や衣服の着替え等による不自然なキズ等の気付き等については、写真及び記録ノート（虐待早期発見チェックリスト）に記載し、園長報告による対応が行われることとなっています。</p> <p>特に、ネグレクトに関しては分かりにくいので、より注意して取り組んでおられます。</p> <p>ケース会議で養育が不適切になる恐れのある場合には、関係機関（児童相談所、家庭児童相談室等）との連携を取りながら家庭支援が行なわれています。</p>		

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 職員の資質向上		
A⑳	A-3-(1)-①保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>毎日の記録を通して、自らの保育実践の振り返りを（自己評価）行っておられます。月案、週日案については、保育士個々による振り返りを行い、クラス単位でも振り返りが行なわれています。</p> <p>法人全体で、「養護と教育が一体保育」実現に向けて自己評価の在り方についての取組みが行なわれてきました。</p> <p>年2回の自己評価を定期的に行い、子どもの育ちや保育士自身の保育実践を振り返り全体職員会や年齢別職員会で気づきや改善点等を話し合い、意識の向上、学び合いにつなげておられます。</p> <p>また、自己評価の結果を踏まえて、園内研修を行なわれています。</p>		